

県南広域振興局長告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成25年2月19日

県南広域振興局長 田村均次

介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311510770	玉澤 佳和	玉澤リハビリ整形外科	奥州市江刺区岩谷堂字二本木 71番地1	平成25年3月31日